

最高裁判所 御中

上 告 状

上告人 比 留 間 哲 生



〒247-0022 神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目 25 番 7 号

電 話 045-894-0052

F A X 045-894-0052

上告人 長 谷 川 誠 二



〒247-0035 神奈川県横浜市栄区桂台西二丁目 16 番 25 号

電 話 045-893-4877

F A X 045-893-4836

上告人 柴 田 哲 夫



〒247-0014 神奈川県横浜市栄区公田町 774-5-28-4

電 話 045-892-9113

F A X 045-892-9113

上告人 永 田 親 義



〒247-0022 神奈川県横浜市栄区庄戸三丁目 1 3 番 2 3 号

電 話 045-894-5336

F A X 045-894-5336

被告 人 国

法務大臣 千 葉 景 子



訴訟物の価額	160 万円
貼用印紙額	13,000 円
添付郵券額	12,200 円

上記当事者間の東京高等裁判所 平成 22 年（行コ）第 175 号 裁決取消請求控訴事件につき、同裁判所が平成 22 年 6 月 22 日に言い渡した判決（平成 22 年 6 月 25 日上告人に送達）は不服であるから上告を提起する。

控訴審判決の表示

1. 本件控訴をいずれも棄却する。
2. 控訴費用は控訴人らの負担とする。

上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告の理由

追って提出する。

以上